

日出町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づく特定居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日出町特定居住支援法人指定申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 法人登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書等
- (7) 法第29条各号に掲げる業務に関する計画書
- (8) 誓約書（様式第2号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- (10) その他町長が必要と認める書類

(支援法人の指定等)

第3条 町長は、前条第1項に規定する申請があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第28条第1項の規定により申請者を支援法人として指定し、日出町特定居住支援法人指定書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2

項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

(2) 法第30条第3項の規定により、町長から法第28条第1項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号オにおいて「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

カ その他町長が不適當と認めた者

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が法第29条各号に掲げる業務として適切なものであること。

(6) 申請者が必要な人員の配置、個人情報保護その他業務を適切かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 前項の場合において、支援法人の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年間とする。

3 町長は、前条第1項に規定する申請があった場合において、第1項各号のいずれかに該当しないときは、支援法人として指定することは不適當とし、日出町特定居住支援法人不指定通知書（様式第4号）により申請者に通知す

るものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第28条第3項の規定による変更の届出は、日出町特定居住支援法人名称等変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ日出町特定居住支援法人業務変更届出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに日出町特定居住支援法人業務廃止届出書（様式第7号）により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出があったときは、法第28条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出があった年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、指定を受けた日の属する事業年度を除き、毎事業年度開始後1月以内に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を町長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を町長に提出するものとする。

（措置命令）

第7条 町長は、法第30条第2項の規定による措置命令を行うときは、日出町特定居住支援法人措置命令書（様式第8号）により支援法人に通知するものとする。

（指定の取消し）

第8条 町長は、法第30条第3項の規定により、支援法人が同条第2項の規定による命令に違反したとき、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受

けたときは、法第 28 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。

2 町長は、法第 30 条第 3 項の規定による指定の取消しを行おうとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞を行うものとする。

3 町長は、法第 30 条第 3 項の規定による指定の取消しを行ったときは、日出町特定居住支援法人指定取消書（様式第 9 号）により当該取消しに係る支援法人に通知するものとする。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 22 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

日出町特定居住支援法人指定申請書

年 月 日

日出町長

様

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定による特定居住支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 法第 29 条各号に掲げる業務に関する計画書
- 8 誓約書
- 9 その他業務に関し参考となる書類
- 10 その他町長が必要と認める書類（ ）

様式第 2 号(第 2 条関係)

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者（事業者）が日出町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている団体
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と製造委託等の契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1 の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

日出町長

様

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

※ 日出町では、日出町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者等に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。

様式第 3 号(第 3 条関係)

第 号
年 月 日

申請者の名称又は商号

代表者氏名 様

日出町長

日出町特定居住支援法人指定書

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるの
で、下記のとおり広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 28 条第 1 項
の規定による特定居住支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定に当たっての要件その他の事項：

様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

申請者の名称又は商号

代表者氏名 様

日出町長

日出町特定居住支援法人不指定通知書

年 月 日付の申請については、審査の結果、下記の理由により指定しないことを決定しましたので、通知します。

記

不指定の理由：

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日出町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日出町を被告として（訴訟において日出町を代表する者は、日出町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 5 号(第 4 条関係)

日出町特定居住支援法人名称等変更届出書

年 月 日

日出町長 様

特定居住支援法人の名称又は商号

代表者氏名

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 2 8 条第 3 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 6 号(第 4 条関係)

日出町特定居住支援法人業務変更届出書

年 月 日

日出町長 様

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者氏名

日出町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 4 条第 2 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 7 号(第 5 条関係)

日出町特定居住支援法人業務廃止届出書

年 月 日

日出町長 様

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者氏名

特定居住支援法人の業務を廃止したいので、日出町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第 8 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

特定居住支援法人の名称又は商号

代表者氏名 様

日出町長

日出町特定居住支援法人措置命令書

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 3 0 条第 2 項の規定により、
次のとおり命ずる。

措置命令を受ける特定 居住法人の住所及び名 称又は商号	住 所	
	名称又は 商号	
措置命令を受けること となった理由		
措置命令の内容		
措置命令の期限	年 月 日	

様式第 9 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

特定居住支援法人の名称又は商号

代表者氏名 様

日出町長

日出町特定居住支援法人指定取消書

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 3 0 条第 3 項の規定により、
特定居住支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日	年 月 日
取消しの理由	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、日出町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、日出町を被告として（訴訟において日出町を代表する者は、日出町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。